

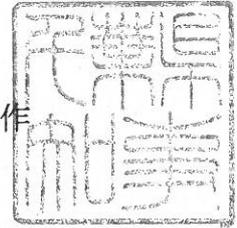


資 循 第 2 0 2 号

平成24年8月16日

我孫子市議会議長 川村 義雄 様

千葉県知事 森田 健作



放射性物質を含むごみ焼却灰の一時保管に関する質問状
に対する回答について

平成24年7月31日付け我議第158号で質問のあったこのことについて、
別添のとおり回答します。

(問合せ先)

千葉県環境生活部資源循環推進課

資源循環企画室

TEL 043-223-2758

FAX 043-221-3970

我孫子市議会からの質問状に対する回答

1. 最終処分場について

高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所を決定する前提として、最終処分場が確保・決定されている必要があると考えます。

新聞報道によると、平成24年6月14日に鈴木栄治知事が細野豪志環境大臣と面会し、「最終処分場建設に確約を得た」としてはいますが、環境大臣とは、口頭での約束だけではなく、公文書を取り交わすべきではないかと思いますが、ご見解をお示しください。

また、環境省の「指定廃棄物の今後の処理方針について（概要）」では、必要な最終処分場などは、国が平成26年度末を目途に確保することを目指すこととされ、工程表では、平成24年9月末までには候補地を決定（場所選定）するとなっていますが、受け入れ自治体の同意を得た具体的な候補地とスケジュールをお示しください。

答

指定廃棄物の最終処分場については、平成24年3月30日に環境省が決定・公表した「指定廃棄物の今後の処理の方針」において掲げられたものであり、5月21日に、環境副大臣が知事に対して県内の最終処分場の確保について協力要請した際にも、協力要請文書が直接手渡されています。

6月14日の環境大臣との面会は、このことについて知事が自ら再確認したものであり、あらためて文書を取り交わすことは考えておりません。

また、「指定廃棄物の今後の処理の方針」で示している工程表では、9月末までに場所を選定し、その後に住民説明を行うこととされており、現在、国において候補地の選定作業を行っていると聞いています。

最終処分場については、手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場における一時保管のみならず、各自治体で保管している指定廃棄物を処理するために欠くことのできない施設であることから、県としても引き続き国に対し働きかけていきます。

また、手賀沼終末処理場においては、平成26年度までの間、緊急避難的に一時保管施設を設置するものであり、当該場所に恒久設置することは決してありません。

2. 一時保管場所について

千葉県は、どのような経緯で手賀沼終末処理場に決定したのですか。また、その決定は、国有地、県有地、市有地（松戸市、柏市、流山市）、民有地（東京電力用地など）を含めての検討結果ですか。具体的な検討内容をお示してください。

仮に手賀沼終末処理場に4市1組合の焼却灰を置いた場合、保管量は1年分の2, 500トンとのことですが、それ以上発生した場合の次の一時保管場所について、当然検討されていると思いますが、具体的な候補地をお示してください。

答

一時保管場所の選定にあたっては、

- (1) 運搬距離、利用団体による管理・監督のしやすさ等の観点から、焼却灰が発生する市町村等の近隣の地域内の場所であること。
- (2) 焼却灰の発生量を勘案し、一定の面積が確保できる場所であること。
- (3) 県が総括的な管理責任を果たすことができる場所であること。

を条件とし、具体的には、要望のあった4市1組合の区域内にある5, 000平方メートル以上の県有地を抽出して検討を進め、上記条件に合致し利用可能な土地として、手賀沼終末処理場を選定・決定したものです。

なお、昨年11月から12月の間に、我孫子市及び印西市から、選定した理由や他の候補地の検討について4回にわたる文書照会があり、それぞれ検討結果を回答しているところです。

指定廃棄物の処理については、法に基づき国が担うべきものでありますが、今回の一時保管は、4市1組合からの要望を受け、県民生活に重大な支障が生ずることのないよう、広域自治体である県が緊急的に実施するものです。

一時保管にあたっては、各自治体の区域内で保管することを原則としつつ、それが困難な場合に提供するものであり、各自治体に対し継続的に保管場所の確保を進めるよう申し入れるとともに、県としても、必要な協力を行ってまいります。

3. 手賀沼流域下水道手賀沼終末処理場について

現時点でも、流域7市の高濃度放射性物質を含む下水道汚泥焼却灰が1,500トン以上保管され、さらに毎月約140トンずつ増加し続ける状況にあり、我孫子市、印西市及び地元市民はすでに放射性物質の保管について、広域的な責任を果たしていると思っておりますが、県のご見解をお示しください。

また、手賀沼終末処理場は下水道の事業認可を受けた施設です。下水道汚泥焼却灰はすでに、下水道事業の認可を受けた施設予定地上に保管されています。その上、4市1組合の焼却灰の一時保管場所とすることにより、下水道事業に支障が出ると考えますが、お考えをお示しください。

答

東葛地域においては、各自治体間で広域的に連携して様々な事務処理が行われており、それぞれ必要な役割を担っています。

そうした中で、今回の原発事故による放射能の問題は、本来、原子力行政を進めてきた国や東京電力株式会社の責任ではありますが、流域7市の下水処理を行う手賀沼終末処理場の下水汚泥焼却灰から放射性物質が検出されたことは、残念なことと考えています。

県としては、今回、4市1組合の放射性物質に汚染されたごみ焼却灰の一時保管場所としても利用することとしていますが、下水道汚泥焼却灰を含め、一時保管が一刻も早く解消できるよう、国の最終処分場の確保に協力していくとともに、これらのごみ焼却灰の量を低減するための減容化処理の工夫などを検討してまいりますので、御協力いただきたいと思います。

また、ごみ焼却灰の一時保管は、平成26年度末までという期限を切って緊急に行うものであり、その間においては、下水道事業に支障はないものと考えています。

4. 実害及び風評被害について

仮に手賀沼終末処理場に4市1組合の焼却灰を置く場合、隣接する地域の実害及び風評被害（農産物、地価の下落、我孫子東高校等学校教育施設の入学希望者減少）に対して、どのように対応するのですか、お考えをお示してください。

答

一時保管にあたっては、国が示した「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン」等に基づき、飛散・流出や地下への浸透等のないように行いますので、周辺への被害はないものと考えています。

なお、同ガイドライン等法令の基準に従って一時保管を実施することの安全性について十分に説明するとともに、放射線量の測定やそのデータの公表等を適切に行うことなどにより、いわゆる風評被害を生じさせないように努めてまいります。

5. 建屋の安全性について

仮に手賀沼終末処理場に4市1組合の焼却灰を置く場合、建屋は、自然災害（台風、竜巻、地震など）に対応できる構造になっていますか。
また、万が一、不測の事態が発生した場合の対応策をお示してください。

答

ごみ焼却灰を保管する仮設倉庫は、建築基準法に基づいた堅固な構造のものとし、一時保管にあたっては、県が責任を持って管理を行います。

具体的には、場内の管理のために委託した事業者を置くこととしており、これにより不測の事態への対応も行えるよう考えています。

6. 運搬ルートについて

仮に手賀沼終末処理場に4市1組合の焼却灰を置く場合、手賀沼終末処理場への焼却灰の運搬ルートをご提示ください。

答

ごみ焼却灰の運搬にあたっては、「事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理等に関するガイドライン」等を守るとともに、住宅街、商店街、通学路及び狭い道路を避ける等、地域住民に対する影響をできるだけ低減するようなルートを選んで運搬することとしますが、具体的には、4市1組合と協議し、結果をお示しします。

なお、搬入台数については、現時点では、週に10台程度を見込んでいます。

7. 住民説明会について

住民説明会は、平成24年6月9日に周辺の3自治会・町内会のみを対象として1回開催しただけであり、8,000ベクレル/kgを超える高濃度放射性物質を含む焼却灰の一時保管場所を決めるためのものとしては不十分であることは言うまでもありません。対象地域を広げて（保管場所を含む、運搬ルート対象全域や焼却灰を出す地域など）説明会を開催する考えはありますか。お考えをお示しください。

答

放射性物質に汚染された廃棄物の一時保管における放射線の影響は、100メートル離れると年間1ミリシーベルトをはるかに下回るという科学的知見があることから、さらに安全を見込んで、一時保管場所から200メートルの範囲に属する自治会を対象に、住民説明会を開催したものです。

6月9日の住民説明会において、安全性については十分説明したと考えておりますが、今後、事業が進捗し、搬入の時期や搬入量、搬入経路又は管理手法など、具体的な状況について、市の協力を得ながら、必要に応じ住民の皆様へ情報提供をしていきたいと考えています。